「生涯年金NEO プラス」のご検討にあたっては、必ず、変額保険販売資格をもった三菱東京UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）にご相談ください。

● 「生涯年金NEO プラス」の販売資格について
「生涯年金NEO プラス」は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に登録された者のみ行うことができます。三菱東京ＵＦＪ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）の販売資格等に関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命の募集人登録等関係カスタマーサービスセンター（TEL 03-5789-1310　9:00～17:00(土･日･祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く））までご連絡ください。

● 保険販売資格をもつ募集人について
三菱東京UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者（保険媒介者）で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してアクサ生命が承諾したときに、有効に成立します。

募集代理店（三菱東京UFJ銀行）からのご説明事項

● 「生涯年金NEO プラス」にご契約いただくか否かが、三菱東京UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。

● 「生涯年金NEO プラス」は、アクサ生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証＊はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
＊ただし、年金支払開始日以後における既払年金累計金額と被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金額の合計金額、および、積立期間（運用期間）中における死亡給付金額は、アクサ生命により最低保証されます。

● 三菱東京UFJ銀行は、「生涯年金NEO プラス」の引受保険会社であるアクサ生命の支払能力を保証するものではありません。

● 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。
三菱東京UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

郵送によるサービス

- ご契約現況のお知らせ
  ご契約ごとに毎年4回
- 変額個人年金保険（09）終身D3型（特別勘定）決算のお知らせ
  事業年度決算後、特別勘定の運用実績や運用収支状況

電話によるサービス

アクサ生命カスタマーサービスセンター
TEL 0120-933-399
9:00～17:00（土･日･祝日および12/31～1/3を除く）

- 契約内容、特別勘定の運用状況についてのご照会
- 契約内容の変更や給付金請求等の各種お手続き
- 各種お問い合わせ

インターネットによるサービス

アクサ生命ホームページ
http://www.axa.co.jp/life/
＊「ご契約者（年金受取人）さま専用インターネットサービス」の利用には事前の登録が必要です。

- 会社案内、商品案内
- ユニット･プライス推移、特別勘定の運用実績
- 「ご契約者（年金受取人）さま専用インターネットサービス＊」による契約内容の紹介（積立金額、ユニット･プライス、死亡給付金額等）

（お問い合わせ、ご照会は）
募集代理店

株式会社 三菱東京UFJ銀行

三菱東京UFJ銀行コールセンター［保険］
0120-860-777
月～金曜日9:00～17:00（祝日･12/31～1/3等を除く）
http://www.bk.mufg.jp

（ご契約後のご照会は）
引受保険会社

アクサ生命保険株式会社
redefining / standards

〒108-8020　東京都港区白金1-17-3　TEL 03-6737-7777（代表）
→アクサ生命ホームページ　http://www.axa.co.jp/life/

お問い合わせ窓口：カスタマーサービスセンター
TEL 0120-933-399
9:00～17:00（土･日･祝日および12/31～1/3を除く）

平成24年4月現在（05453）

平成24年4月版

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、
既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。 新規のご契約のためにはご利用いただけません。

アクサ生命の投資型年金保険

生涯年金 NEO プラス

変額個人年金保険（09）終身D3型

契約締結前交付書面
（契約概要／注意喚起情報）
兼
商品パンフレット

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼　商品パンフレットは、ご契約のお申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認･ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

**「生涯年金NEO プラス」は、アクサ生命を引受保険会社とする生命保険です。
このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。**

（募集代理店）
三菱東京UFJ銀行

（引受保険会社）
アクサ生命保険株式会社
redefining / standards

「生涯年金NEO プラス」の引受保険会社はアクサ生命保険株式会社です。株式会社三菱東京UFJ銀行は、アクサ生命保険株式会社の募集代理店です。

アクサ生命の投資型年金保険

生涯年金NEO+プラス

変額個人年金保険（09）終身D3型

投資リスクについて

- 「生涯年金NEO プラス」（変額個人年金保険（09）終身D3型）は、積立金額および年金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額個人年金保険です。
- 特別勘定資産の運用は、主として国内外の国債および国内外の主要取引所に上場する債券先物、株価指数先物へ分散投資するため、株式および公社債等の価格変動と為替変動等にともなう、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスク等があります。
- 運用実績によってはご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じる場合があります。
- 特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクは契約者に帰属し、契約者が損失を被ることがあります。
- 特別勘定における資産運用の結果が契約者の期待通りでなかった場合でも、アクサ生命または第三者が契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。

諸費用について

「生涯年金NEO プラス」では、「契約初期費」、「保険関係費」、「運用関係費」の合計額をご負担いただきます。
一般勘定で運用する年金をご選択の場合、他に「年金管理費」をご負担いただきます。

【ご契約時】

- 契約初期費：一時払保険料に対して5.0%

【積立期間（運用期間）中および特別勘定終身年金支払期間中】

- 保険関係費：特別勘定の積立金額に対して年率2.95%
- 運用関係費：投資信託の純資産総額に対して年率0.2205%程度（税抜：年率0.21%程度）*

＊運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがいまして、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【一般勘定で運用する年金の支払期間中】（一般勘定で運用する年金に変更された場合）

- 年金管理費：年金額に対して1.0%*　＊年金管理費は、将来変更される可能性があります。

「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」において使用している用語について

※一部「ご契約のしおり・約款」等と異なる表記を使用しておりますのでご注意ください。

- 「受取総額保証金額」は、変額個人年金保険（09）終身D3型主約款に定める基準保証金額を意味します。
- 「ロールアップ保証金額」は、変額個人年金保険（09）終身D3型主約款に定める最低保証死亡給付金額の基準となるロールアップ保証金額、および基準保証金額（受取総額保証金額）の基準となる基本保険金額の年2.5%（単利）逓増金額を意味します。
- 「ラチェット保証金額」は、最低保証死亡給付金額および年金支払開始日における基準保証金額（受取総額保証金額）の基準となる金額で、積立期間（運用期間）中の積立金額の増加に応じて、最低保証死亡給付金額、および基準保証金額（受取総額保証金額）を年1回増加させる機能により確定した金額を意味します。
- 「特別勘定終身年金」は、変額個人年金保険（09）終身D3型主約款に定める保証金額付特別勘定年金を意味します。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、
既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

いくつになっても定期的にお金を受け取れるお財布があったら、お客さまは、どんなことにお使いになりますか？

●受け取る年金額が年間50万円であった場合●

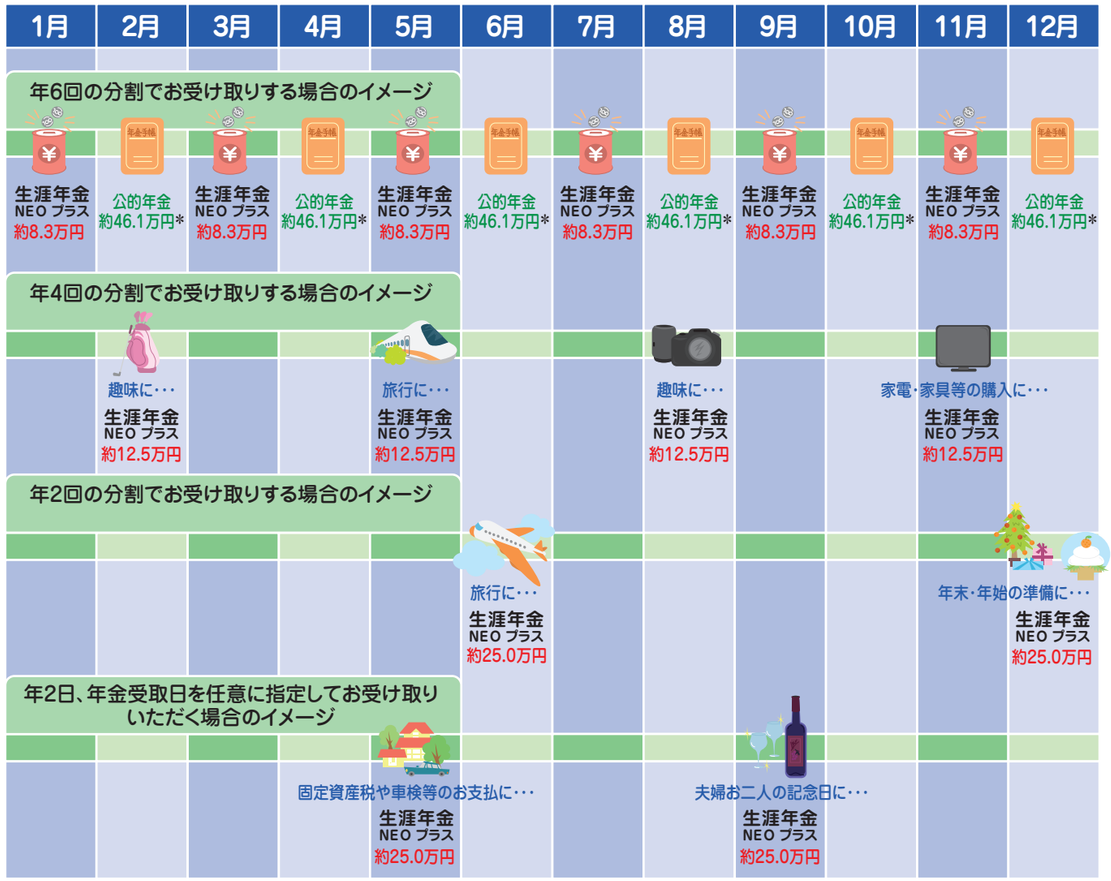

＊夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額（2ヵ月分、千円未満切り捨て）。
厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準。

●年金支払開始日は積立期間（運用期間）満了日の翌日で、2年目以後の年金支払日は年単位の契約応当日となります。
●年金の支払方法は、年1回のお受け取り以外に、年2・4・6回のいずれかによる分割支払や、年金支払日を年2日まで任意にご指定いただくことも可能です。
●年金支払日（または必要書類がアクサ生命に到着した日のいずれか遅い日）の翌日から起算して5営業日以内に年金をお受け取りいただけます。

⚠ 特別勘定終身年金を分割してお受け取りになる場合、または、年金受取日を任意の日に指定する場合は、お受け取りになる1回あたりの金額が1.5万円未満となるお取り扱いはできません。

※出所 厚生労働省報道発表資料（2012年1月27日発表）をもとにアクサ生命が作成

⚠ 上記のイメージ図で使用している支出項目および金額は、あくまでも年金のご活用例の一部をご案内しているものです。
実際には、お客さまご自身の判断でお選びください。

●本商品はクーリング・オフ制度の対象となります。 ●受取総額保証および被保険者死亡時の保証はアクサ生命が行います。

① 受け取る時期をえらんで一生涯、年金を受け取れます

**最短1年後から年金の受け取りを開始できますので、
お客さまのライフプランにあわせて年金を一生涯お受け取りいただけます。**

●積立期間（運用期間）を最短1年から40年の年単位で設定することができます。

⚠ ご契約後、年金支払開始日を変更することはできません。
⚠ 被保険者の契約年齢が76歳以上の場合の積立期間（運用期間）は1年間となります。

② 2つの機能でふやして受け取れます

**「ロールアップ保証機能」と「ラチェット保証機能」の2つの機能により、
将来受け取る年金額を、着実にふやしてお受け取りいただけます。** くわしくはP7

●「ロールアップ保証機能」により、運用実績にかかわらず、年金額の算出の基準となる受取総額保証金額を基本保険金額に対して、毎年2.5%（単利）でふやします。
●積立期間（運用期間）中の運用が好調な場合、「ラチェット保証機能」により、受取総額保証金額がさらにふえる可能性があります。

⚠ ロールアップ保証金額が増加する期間は積立期間（運用期間）中のみで、最長10年間です（被保険者の契約年齢が76歳以上の場合は1年間です）。

●イメージ図●（積立期間（運用期間）10年の場合） ※積立期間（運用期間）満了時において、ロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合。

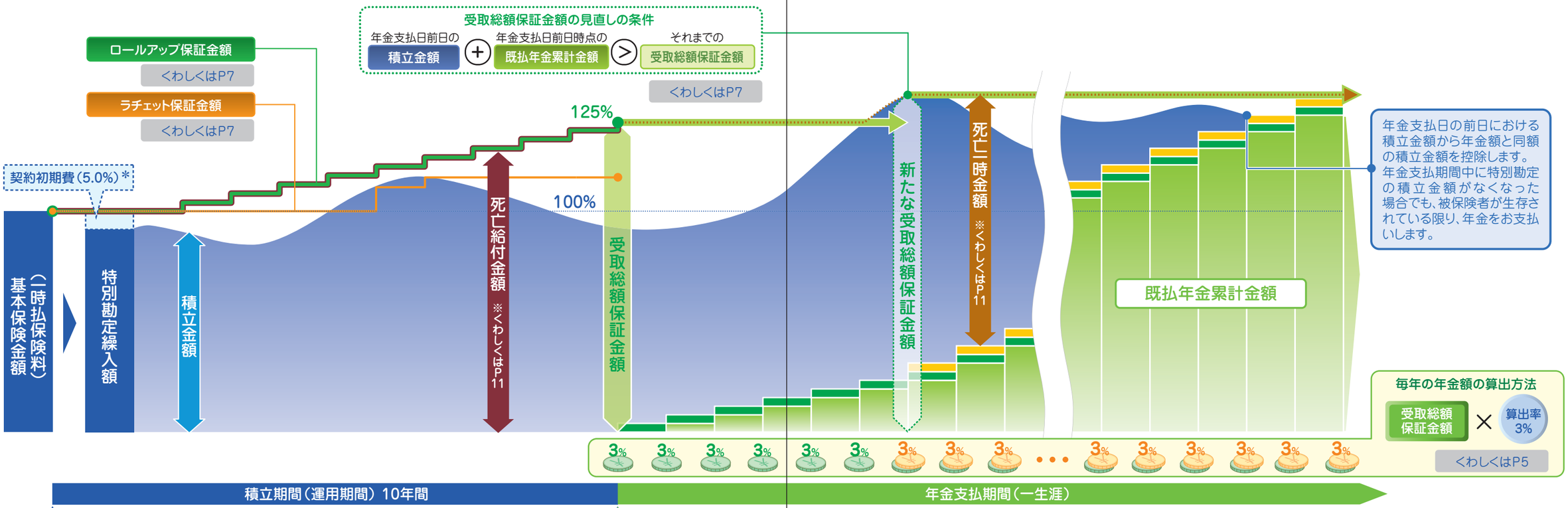

受取総額保証金額とは?

▶年金額の算出の基準となる金額です。
▶年金支払開始日以後における「既払年金累計金額」と、被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡一時金額」との合計金額の最低保証金額のことをいいます。
▶受取総額保証金額は、右記の3種類の金額のうちいずれか大きい金額となります。

⚠ 受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。
受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。積立期間（運用期間）中にご契約を解約する場合や年金の一括支払の場合、また、特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります。

年金支払開始日における
ロールアップ保証金額
年金支払開始日の直前の契約応当日における
ラチェット保証金額
年金支払開始日前日における
積立金額

⚠ 既払年金累計金額が基本保険金額（一時払保険料）および年金支払開始日における受取総額保証金額を上回るまでに長期間かかる場合があります。
⚠ ご負担いただく費用についてご確認ください。
「生涯年金NEO プラス」にかかわる費用の合計額は「契約初期費」、「保険関係費」、「運用関係費」の合計額となります。一般勘定で運用する年金をご選択の場合、他に「年金管理費」がかかります。諸費用についての詳細は、P14、15、16をご参照ください。

＊アクサ生命がご契約のお申し込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目（その日が休業日にあたる場合には、翌営業日）のいずれか遅い日を特別勘定繰入日とし、その日に、一時払保険料から契約初期費（5.0%）を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。
※年金支払開始日における被保険者の年齢は、90歳以下である必要があります。
※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。なお、災害死亡給付金額は表示しておりません。死亡保障についての詳細は、P11をご参照ください。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

受け取る年金を ご自身でつかう…

●受取総額保証金額に3%を乗じた金額を、一生涯の年金としてお受け取りいただけます。

年金額 ＝ 受取総額保証金額 × 算出率 3%

※年金支払日の前日における積立金額から年金額と同額の積立金額を控除します。年金支払期間中に特別勘定の積立金額がなくなった場合でも、被保険者が生存されている限り、年金をお支払いします。

例)各積立期間（運用期間）満了時において、ロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合の年金額

一時払保険料:1,000万円の例

積立期間（運用期間）	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
受取総額保証金額	1,025.0万円	1,050.0万円	1,075.0万円	1,100.0万円	1,125.0万円	1,150.0万円	1,175.0万円	1,200.0万円	1,225.0万円	1,250.0万円
年金額（最低保証額）	30.7万円	31.5万円	32.2万円	33.0万円	33.7万円	34.5万円	35.2万円	36.0万円	36.7万円	37.5万円

※上記年金額は最低金額を表示しています。運用が好調な場合には年金額は増加することがあります。
※上記の表については、運用実績を考慮に入れず、各積立期間（運用期間）経過後のロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合の年金額を、千円未満を切り捨てて表示しています。
※くわしくはP8をご覧ください。

⚠ ロールアップ保証金額が増加する期間は積立期間（運用期間）中のみで、最長10年間です（被保険者の契約年齢が76歳以上の場合は1年間です）。

【ご参考①】 既払年金累計金額が基本保険金額（一時払保険料）および年金支払開始日における受取総額保証金額を上回るまでにかかる最長期間

積立期間（運用期間）	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
基本保険金額（一時払保険料）を上回るまでにかかる最長期間	最長34年	最長34年	最長35年	最長35年	最長35年	最長35年	最長36年	最長36年	最長37年	最長37年
受取総額保証金額を上回るまでにかかる最長期間	最長35年	最長36年	最長37年	最長38年	最長39年	最長40年	最長41年	最長42年	最長43年	最長44年

※上記の期間は、契約日からの期間を表示しています。また、1年未満は切り上げて表示しています。
※上記の表はあくまでも、ロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合の期間を表示しているものであり、運用が好調でラチェット保証金額または積立金額が受取総額保証金額となった場合、または、年金支払期間中に年金額が見直された場合には、上記の期間は短縮されます。

⚠ 既払年金累計金額が基本保険金額（一時払保険料）もしくは受取総額保証金額を上回るまでには長期の期間を要しますので、長期の運用、長期のお受け取りを前提に本商品をご検討ください。

受け取りきれなかった分を 大切な家族にのこす･･･

●年金支払期間中に年金受取人に万一のことがあった場合、受け取りきれなかった分は、死亡一時金として大切なご家族にのこすことができます。

●後継年金受取人を事前に指定しておくことで、万一のことがあった場合の死亡一時金を後継年金受取人が受け取ることができます。

※年金支払開始日前は契約者のお申し出により、年金支払開始日以後は年金受取人のお申し出により被保険者の同意を得たうえで、指定または変更することができます。
※後継年金受取人は、年金受取人以外の被保険者、または被保険者の親族（配偶者、または6親等以内の血族および3親等以内の姻族）の範囲内でご指定いただけます。
※年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が指定されていないとき、または、すでに死亡しているときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人になるものとします。

ご契約例	契約者	被保険者	年金受取人	死亡給付金受取人	後継年金受取人	積立期間（運用期間）
	本人	本人	本人	子	子	5年

●イメージ図●（積立期間（運用期間）5年の場合）
※積立期間（運用期間）満了時において、ロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合。

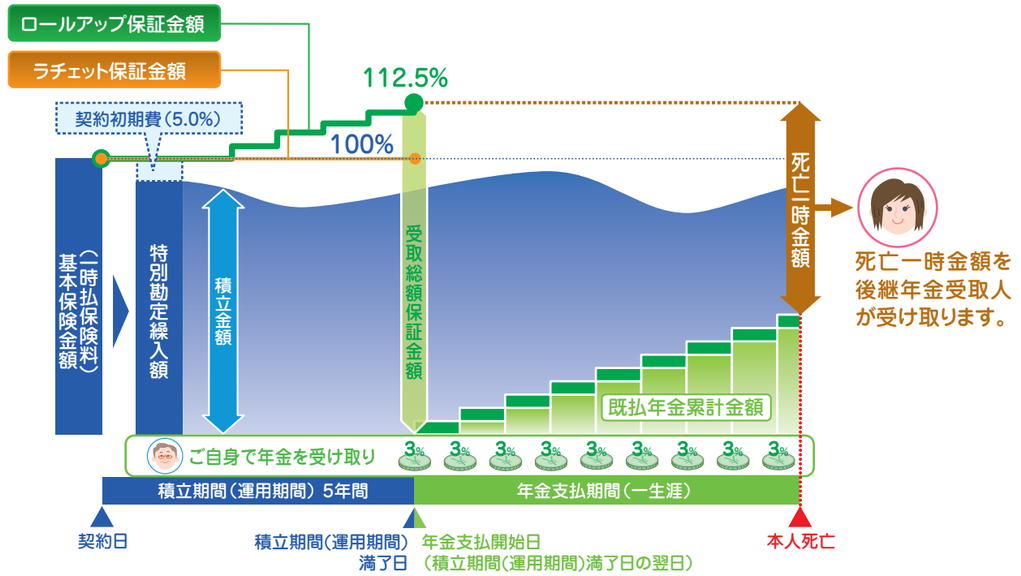

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。なお、災害死亡給付金額は表示しておりません。死亡保障についての詳細は、P11をご参照ください。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

◆年金額をふやすしくみ

ふやすしくみ1　積立期間(運用期間)中に年金額をふやすしくみ

将来受け取る年金額を確実にふやします　ロールアップ保証金額

- ●積立期間（運用期間）中の運用実績にかかわらず、年金額の算出の基準となる受取総額保証金額が毎年着実に増加します。
- ●積立期間（運用期間）中、毎年の契約応当日に、基本保険金額に対して、毎年2.5%（単利）で増加します。（下記【表1】参照）
- ●ロールアップ保証金額は、ご契約時においては基本保険金額（一時払保険料）と同額となります。

⚠ ロールアップ保証機能により受取総額保証金額が増加する期間は、積立期間（運用期間）中のみで、最長10年間となります。
（被保険者の契約年齢が76歳以上の場合、ロールアップ保証金額が増加する期間は1年間です。）

【表1:積立期間（運用期間）に応じた保証率】

積立期間（運用期間）	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
保証率（対基本保険金額）	102.5%	105.0%	107.5%	110.0%	112.5%	115.0%	117.5%	120.0%	122.5%	125.0%

運用が好調ならば年金額がさらにふえるチャンスがあります　ラチェット保証金額

- ●特別勘定の運用が好調な場合、運用実績に応じて、毎年1回、年金額の算出の基準となる受取総額保証金額が増加する可能性があります。
- ●契約日以降、毎年の契約応当日に、その前日における積立金額と、それまでに確定しているラチェット保証金額とを比較し、いずれか大きい金額が新たなラチェット保証金額となります。
- ●その後、仮に運用が不調であったとしても、一度確定したラチェット保証金額が減少することはありません。
- ●ラチェット保証金額は、ご契約時においては基本保険金額（一時払保険料）と同額となります。

ふやすしくみ2　年金支払期間中に年金額をふやすしくみ

年金支払期間中も年金額がふえる可能性があります　特別勘定終身年金

- ●年金支払期間中も特別勘定による運用を行いながら、一生涯にわたり年金をお受け取りいただけます。
- ●年金支払開始日以後の運用実績が好調で、毎年の年金支払日前日において「積立金額＋既払年金累計金額」が、それまでの受取総額保証金額を上回った場合には、その金額を新たな受取総額保証金額として適用します。
- ●受取総額保証金額を見直した後の年金額は、「新たな受取総額保証金額×算出率（3.0%）」となります。

⚠ 年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降、特別勘定での運用は行わないため、その後の受取総額保証金額の見直しはありません。

【ご参考②】　基本保険金額（一時払保険料）からみた年金額の最低金額早見表（課税前）

●下表は、運用実績を考慮に入れず、各積立期間(運用期間)満了時において、ロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合の年金額(最低保証額)を、千円未満を切り捨てて表示しています。

基本保険金額（一時払保険料）	積立期間（運用期間）	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
200万円	受取総額保証金額	205.0万円	210.0万円	215.0万円	220.0万円	225.0万円	230.0万円	235.0万円	240.0万円	245.0万円	250.0万円
	年金額（最低保証額）	6.1万円	6.3万円	6.4万円	6.6万円	6.7万円	6.9万円	7.0万円	7.2万円	7.3万円	7.5万円
300万円	受取総額保証金額	307.5万円	315.0万円	322.5万円	330.0万円	337.5万円	345.0万円	352.5万円	360.0万円	367.5万円	375.0万円
	年金額（最低保証額）	9.2万円	9.4万円	9.6万円	9.9万円	10.1万円	10.3万円	10.5万円	10.8万円	11.0万円	11.2万円
400万円	受取総額保証金額	410.0万円	420.0万円	430.0万円	440.0万円	450.0万円	460.0万円	470.0万円	480.0万円	490.0万円	500.0万円
	年金額（最低保証額）	12.3万円	12.6万円	12.9万円	13.2万円	13.5万円	13.8万円	14.1万円	14.4万円	14.7万円	15.0万円
500万円	受取総額保証金額	512.5万円	525.0万円	537.5万円	550.0万円	562.5万円	575.0万円	587.5万円	600.0万円	612.5万円	625.0万円
	年金額（最低保証額）	15.3万円	15.7万円	16.1万円	16.5万円	16.8万円	17.2万円	17.6万円	18.0万円	18.3万円	18.7万円
600万円	受取総額保証金額	615.0万円	630.0万円	645.0万円	660.0万円	675.0万円	690.0万円	705.0万円	720.0万円	735.0万円	750.0万円
	年金額（最低保証額）	18.4万円	18.9万円	19.3万円	19.8万円	20.2万円	20.7万円	21.1万円	21.6万円	22.0万円	22.5万円
700万円	受取総額保証金額	717.5万円	735.0万円	752.5万円	770.0万円	787.5万円	805.0万円	822.5万円	840.0万円	857.5万円	875.0万円
	年金額（最低保証額）	21.5万円	22.0万円	22.5万円	23.1万円	23.6万円	24.1万円	24.6万円	25.2万円	25.7万円	26.2万円
800万円	受取総額保証金額	820.0万円	840.0万円	860.0万円	880.0万円	900.0万円	920.0万円	940.0万円	960.0万円	980.0万円	1,000.0万円
	年金額（最低保証額）	24.6万円	25.2万円	25.8万円	26.4万円	27.0万円	27.6万円	28.2万円	28.8万円	29.4万円	30.0万円
900万円	受取総額保証金額	922.5万円	945.0万円	967.5万円	990.0万円	1,012.5万円	1,035.0万円	1,057.5万円	1,080.0万円	1,102.5万円	1,125.0万円
	年金額（最低保証額）	27.6万円	28.3万円	29.0万円	29.7万円	30.3万円	31.0万円	31.7万円	32.4万円	33.0万円	33.7万円
1,000万円	受取総額保証金額	1,025.0万円	1,050.0万円	1,075.0万円	1,100.0万円	1,125.0万円	1,150.0万円	1,175.0万円	1,200.0万円	1,225.0万円	1,250.0万円
	年金額（最低保証額）	30.7万円	31.5万円	32.2万円	33.0万円	33.7万円	34.5万円	35.2万円	36.0万円	36.7万円	37.5万円

※積立期間（運用期間）中の運用が好調な場合、記載の年金額は増加することがあります。
⚠ ロールアップ保証金額が増加する期間は積立期間（運用期間）中のみで、最長10年間です（被保険者の契約年齢が76歳以上の場合は1年間です）。

【ご参考③】　年金額からみた必要一時払保険料早見表（課税前）

●下表は、運用実績を考慮に入れず、各年金額から逆算し、その年金額を受け取るために必要な一時払保険料を、万円未満を切り上げて表示しています。

年金額	積立期間(運用期間)									
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
約24万円	781万円	762万円	745万円	728万円	712万円	696万円	681万円	667万円	654万円	640万円
約36万円	1,171万円	1,143万円	1,117万円	1,091万円	1,067万円	1,044万円	1,022万円	1,000万円	980万円	960万円
約48万円	1,561万円	1,524万円	1,489万円	1,455万円	1,423万円	1,392万円	1,362万円	1,334万円	1,307万円	1,280万円
約60万円	1,952万円	1,905万円	1,861万円	1,819万円	1,778万円	1,740万円	1,703万円	1,667万円	1,633万円	1,600万円
約72万円	2,342万円	2,286万円	2,233万円	2,182万円	2,134万円	2,087万円	2,043万円	2,000万円	1,960万円	1,920万円
約84万円	2,732万円	2,667万円	2,605万円	2,546万円	2,489万円	2,435万円	2,383万円	2,334万円	2,286万円	2,240万円
約96万円	3,122万円	3,048万円	2,977万円	2,910万円	2,845万円	2,783万円	2,724万円	2,667万円	2,613万円	2,560万円
約108万円	3,513万円	3,429万円	3,349万円	3,273万円	3,200万円	3,131万円	3,064万円	3,000万円	2,939万円	2,880万円

※積立期間（運用期間）中の運用が好調な場合、記載の年金額は増加することがあります。
⚠ ロールアップ保証金額が増加する期間は積立期間（運用期間）中のみで、最長10年間です（被保険者の契約年齢が76歳以上の場合は1年間です）。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

契約概要

●この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
●この「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

引受保険会社の名称および住所・連絡先等について

●引受保険会社の名称　アクサ生命保険株式会社
●引受保険会社の本社所在地　〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
●引受保険会社の連絡先　アクサ生命カスタマーサービスセンター
TEL **0120-933-399**
受付時間　9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）
ホームページアドレス　**http://www.axa.co.jp/life/**

投資リスクについて

●「生涯年金NEO プラス」（変額個人年金保険（09）終身D3型）は、積立金額および年金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額個人年金保険です。
●特別勘定資産の運用は、主として国内外の国債および国内外の主要取引所に上場する債券先物、株価指数先物へ分散投資するため、株式および公社債等の価格変動と為替変動等にともなう、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスク等があります。
●運用実績によってはご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じる場合があります。
●特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクは契約者に帰属し、契約者が損失を被ることがあります。
●特別勘定における資産運用の結果が契約者の期待通りでなかった場合でも、アクサ生命または第三者が契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。

この商品の特徴としくみ

●最短1年で年金の受け取りが開始できます。一生涯年金が受け取れます。
最短で契約日の1年後から年金を受け取ることができます。被保険者が年金支払期間中に生存されている限り、一生涯にわたり年金をお受け取りいただけます。
⚠ご契約後、年金支払開始日の変更はお取り扱いいたしません。
⚠被保険者の契約年齢が76歳以上の場合の積立期間（運用期間）は1年間です。

●毎年の年金額は、年金支払日における受取総額保証金額に算出率（3.0%）を乗じた金額となります。

●積立期間（運用期間）中の毎年の契約応当日に受取総額保証金額が基本保険金額に対して年2.5%（単利）増加します（ロールアップ保証金額）。
ロールアップ保証金額は、ご契約時においては基本保険金額（一時払保険料）と同額です。
⚠ロールアップ保証金額が増加する期間は、積立期間（運用期間）中のみで、最長10年間です（被保険者の契約年齢が76歳以上の場合は1年間です）。

●積立期間（運用期間）中の毎年の契約応当日に受取総額保証金額がさらに増加する可能性があります（ラチェット保証金額）。
ラチェット保証金額は、ご契約時においては基本保険金額（一時払保険料）と同額です。契約日以降、毎年の契約応当日に、その前日における積立金額と、それまでに確定しているラチェット保証金額とを比較し、いずれか大きい金額が新たなラチェット保証金額となります。

●年金支払開始日以後に受取総額保証金額が見直される可能性があります。
年金支払期間中も、特別勘定による運用を継続します。
年金支払開始日以後の運用が好調で、毎年の年金支払日前日において「年金支払日前日の積立金額＋既払年金累計金額」がそれまでの受取総額保証金額を上回った場合には、その金額を新たな受取総額保証金額として適用します。
⚠年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降、特別勘定での運用は行わないため、その後の受取総額保証金額の見直しはありません。

⚠受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。
積立期間（運用期間）中にご契約を解約する場合や年金の一括支払の場合、また、特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります。

●イメージ図●（積立期間（運用期間）10年の場合）

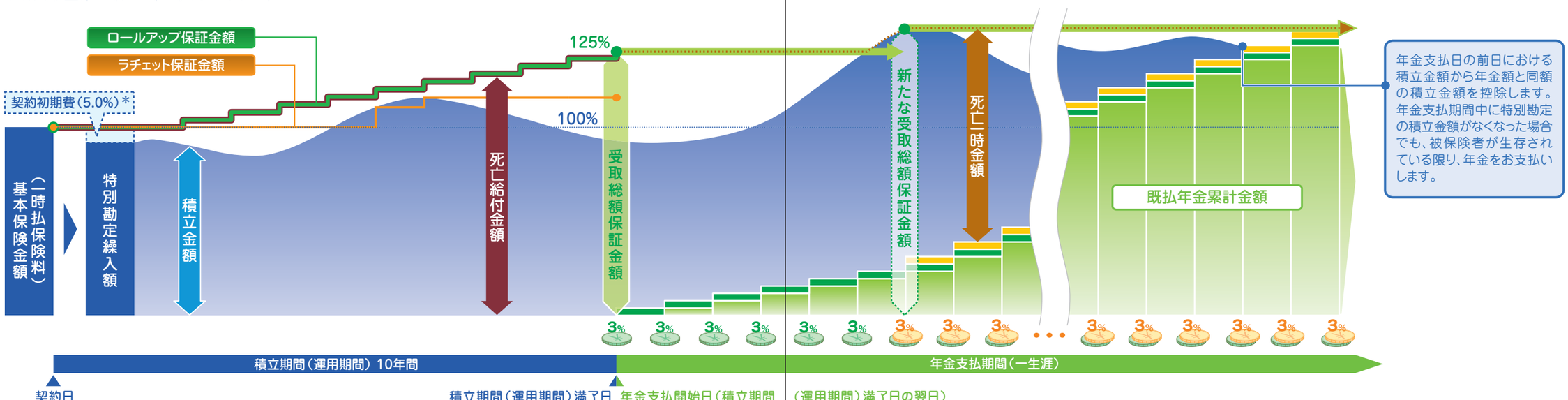

＊アクサ生命がご契約のお申し込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目（その日が休業日にあたる場合には、翌営業日）のいずれか遅い日を特別勘定繰入日とし、その日に、一時払保険料から契約初期費（5.0%）を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。なお、災害死亡給付金額は表示しておりません。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

保障内容について

特別勘定終身年金をお受け取りいただく場合は次の通りです。

●年金額は、年金支払日における受取総額保証金額に算出率（3.0%）を乗じた金額となります。
●年金のお支払いの際には、年金支払日の前日における積立金額から年金額と同額の積立金額を控除します。
●年金支払期間中に特別勘定の積立金額がなくなった場合でも、被保険者が生存されている限り、年金をお支払いします。

年金支払開始日における受取総額保証金額	次のうちいずれか大きい金額となります。 ○年金支払開始日の前日の積立金額　○年金支払開始日の前日のラチェット保証金額 ○年金支払開始日のロールアップ保証金額
第2回年金支払日以後の受取総額保証金額	毎年の年金支払日に、次のうちいずれか大きい金額を新たな受取総額保証金額として、その日から適用します。 ○年金支払日の前日の積立金額に、当該年金支払日以前の年金支払日に年金額相当額として積立金額から控除した額の累計金額を加えた額 ○年金支払日の前日の受取総額保証金額

被保険者が亡くなられた場合の保障内容は次の通りです。

名称	お支払事由	お支払金額	受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき。 ただし、災害死亡給付金のお支払事由に該当しない場合に限ります。	被保険者が死亡された日の ①積立金額 ②ラチェット保証金額 ③ロールアップ保証金額 のうち最も大きい金額	死亡給付金受取人
災害死亡給付金	被保険者が、次のいずれかを直接の原因として、年金支払開始日前に死亡されたとき。 (1)責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故（ただし、その事故の日から起算して180日以内の死亡に限ります） (2)責任開始期以後に発病した所定の感染症	被保険者が死亡された日の死亡給付金額と基本保険金額の10%の合計額	
死亡一時金	被保険者が年金支払期間中に死亡されたとき。 ただし、右記①②の金額がいずれもゼロとなるときはお支払いしません。	被保険者が死亡された日の ①受取総額保証金額から被保険者の死亡時までの既払年金累計金額を控除した額 ②積立金額 のいずれか大きい金額	年金受取人

ご契約のお取り扱いについて

被保険者の契約年齢	50歳～75歳（契約日における満年齢）	76歳～80歳（契約日における満年齢）
積立期間（運用期間）	1年～40年（年単位） ●ご契約後、年金支払開始日を変更することはできません（約款第34条に記載されている年金支払開始日の変更は、本商品においてはお取り扱いいたしません）。	1年
年金支払開始年齢	51歳～90歳	77歳～81歳
基本保険金額（一時払保険料）	最低200万円／最高5億円／1万円単位 ●同一被保険者につき変額個人年金保険（09）のみで通算し、前記金額を限度とします。	
保険料払込方法	一時払のみ ●一時払保険料の払込方法は「アクサ生命が指定する銀行口座へのお振り込み」となります。	
年金支払期間	終身	
年金の種類	特別勘定終身年金	

一時払保険料（基本保険金額）・積立期間（運用期間）等、具体的なご契約の内容については、「申込書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にて、契約内容を必ずご確認ください。

付加できる特約として、「年金支払特約」「指定代理請求特約」があります。

●「年金支払特約」を付加することにより、死亡給付金（災害死亡給付金を含みます）または死亡一時金を、一時金に代えて年金でお受け取りいただくこともできます（年金額は年金基金の設定時における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算した金額となります）。
●「指定代理請求特約」を付加することにより、年金受取人が年金を請求することができない所定の事情がある場合に、あらかじめ契約者にご指定いただいた指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

- 被保険者と年金受取人が同一の場合に限ります。
- 被保険者の同意が必要です。

「生涯年金NEO プラス」に配当金はありません。

解約（一部解約を含みます）と解約払戻金について

契約日以後、年金支払開始日前であれば、ご契約を解約（一部解約を含みます）することができます。

●解約について
- 解約払戻金額は、完備した必要書類をアクサ生命の本社が受け付けた日の翌営業日（解約日）における積立金額となります。
  ただし、解約日が特別勘定繰入日より前となる場合には、解約払戻金額は、解約日の基本保険金額（原則として一時払保険料と同額）となります。
- ご契約を解約された場合、以後の保障はなくなります。

●一部解約について
- 一部解約請求金額をご指定いただき、その金額をお受け取りいただきます。
- 一部解約をした場合、完備した必要書類をアクサ生命の本社が受け付けた日の翌営業日（一部解約日）における積立金額から一部解約請求金額が控除され、基本保険金額、ラチェット保証金額、ロールアップ保証金額も、一部解約前と後との積立金額と同一割合で減額されます。
- 以下の場合、一部解約のお取り扱いはいたしません。

  - 一部解約請求金額が3万円未満となる場合
  - 一部解約日前日における積立金額から一部解約請求金額を控除した金額が50万円未満となる場合
  - 一部解約日の一部解約前の積立金額が、一部解約請求金額以下となる場合
  - 一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合

解約払戻金額は、特別勘定資産の運用実績に基づいて変動します。そのためお受け取りになる解約払戻金額は、一時払保険料を下回る場合があります（解約払戻金額に最低保証はありません）。

積立金額の一括支払（年金の一括支払）について

●年金支払期間中に、将来の年金のお受け取りに代えて一括でお受け取りいただくことができます。お受け取りいただく払戻金額は、完備した必要書類をアクサ生命の本社が受け付けた日の翌営業日における積立金額となります。
●ご契約は年金の一括支払をしたときに消滅します。
●積立期間（運用期間）が5年以内となる場合は、年金支払開始日における年金の一括支払はお取り扱いできません。
●受取総額保証金額は、年金額等を計算する際に用いられる金額であるため、年金のお受け取りに代えて一括でお受け取りいただく金額ではありません。そのため、払戻金額は受取総額保証金額を下回る場合があります。

年金の一括支払等による払戻金額は、特別勘定資産の運用実績に基づいて変動します。そのためお受け取りになる払戻金額は、一時払保険料を下回る場合があります（払戻金額に最低保証はありません）。

「生涯年金NEO プラス」は生命保険商品です。

●「生涯年金NEO プラス」は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金ではありません。そのため、預金とは異なり元本保証はありません。
●「生涯年金NEO プラス」は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。 新規のご契約のためにはご利用いただけません。

年金の種類の変更について

●契約日から1年以上経過後に、アクサ生命の承諾を得て一般勘定で運用する次の年金の種類に変更できます。

年金の種類	年金支払期間
確定年金	5年～40年（1年きざみ）
保証期間付終身年金・保証期間付夫婦連生終身年金	終身（保証期間5年・10年・15年・20年のいずれか）
一時金付終身年金	終身

●年金支払開始日の被保険者の年齢と支払（保証）期間の和が105を超える場合はお取り扱いできません。
また、年金支払開始日の被保険者の年齢が90歳となる契約応当日を超えない範囲でのお取り扱いとなります。
●変更後の年金額は、年金支払開始日前日の積立金額等をもとに年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算した金額となります。このため、年金額はご契約時に定まるものではありません。
●年金額が10万円未満となる場合には、年金払のお取り扱いはできません。この場合、契約者に年金原資額を一時金でお支払いし、ご契約は消滅します。
●年金額が3,000万円（アクサ生命所定の保険種類・特約と通算した額）を超える場合、3,000万円を超える部分については、年金支払開始日に一時金でお支払いします。
●一般勘定で運用する年金に変更した場合、年金受取総額の最低保証はなくなります。

特別勘定に属する資産の種類、運用方針について ［2012年2月現在］

●特別勘定資産の運用は、主として国内外の国債および国内外の主要取引所に上場する債券先物、株価指数先物へ分散投資するため、株式および公社債等の価格変動と為替変動等にともなう、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスク等があります。
●運用実績によってはご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じる場合があります。
●特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクは契約者に帰属し、契約者が損失を被ることがあります。
●特別勘定における資産運用の結果が契約者の期待通りでなかった場合でも、アクサ生命または第三者が契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。
●資産運用に関する事項は、概要を示しています。資産運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご覧ください。

特別勘定名	アロケーション20α			
基本資産配分比率	日本債券 40%	米国債券（円ベース） 17.5%	米国債券（米ドル・ベース）2.5%	欧州債券（円ベース） 17.5%
	欧州債券（ユーロ・ベース）2.5%	日本株式 10%	米国株式（米ドル・ベース） 5%	欧州株式（ユーロ・ベース） 5%
利用する投資信託名	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス（20／80）－2			
利用する投資信託の運用方針	●当ファンドは、主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内外の国債および国内外の主要取引所に上場する債券先物、株価指数先物へ分散投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。 ●各マザーファンド受益証券への資産配分は、信託財産の純資産総額に対して上記の割合を基本とし、一定の規律に従いリバランスを行います。 ●各マザーファンドは下記のベンチマークに連動した投資成果を目指します。 ●当ファンドでは、信託財産の純資産総額の2.5%相当分ずつの米ドルおよびユーロの通貨ポジションを保有します。 ●米欧株式マザーファンド受益証券の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。			

利用する投資信託の各マザーファンドとベンチマーク

基本資産配分	マザーファンド	ベンチマーク
日本債券	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	バークレイズ・キャピタル 日本10年国債先物インデックス
米国債券（円ベース）	アライアンス・バーンスタイン・米国債券インデックス（円ベース）・マザーファンド	バークレイズ・キャピタル 米国10年国債先物インデックス（円ヘッジ）
米国債券（米ドル・ベース）		
欧州債券（円ベース）	アライアンス・バーンスタイン・欧州債券インデックス（円ベース）・マザーファンド	バークレイズ・キャピタル・ユーロ10年国債先物インデックス（円ヘッジ）
欧州債券（ユーロ・ベース）		
日本株式	アライアンス・バーンスタイン・日本株式インデックス・マザーファンド	TOPIX（東証株価指数、配当込み）
米国株式（米ドル・ベース）	アライアンス・バーンスタイン・米国株式インデックス・マザーファンド	S&P500株価指数（円ベース）
欧州株式（ユーロ・ベース）	アライアンス・バーンスタイン・欧州株式インデックス・マザーファンド	ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストックス50種インデックス（円ベース）

運用関係費	投資信託の純資産総額に対して年率0.2205%程度（税抜:0.21%程度）
利用する投資信託の委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社

※リバランスとは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。
※特別勘定の種類、運用方針および委託会社等の運用協力会社は、法令等の改正または効率的な資産運用が困難になる等の理由により、変更されることがあります。
なお、委託会社等の運用協力会社については、運用成績の悪化等、アクサ生命がお客さまの資産運用にふさわしくないと判断した場合、変更させていただくことがあります。
※特別勘定には、各種支払等に備え、一定の現金、預金等を保有することがあります。

特別勘定グループについて

●このご契約の特別勘定グループには、1つの特別勘定を設けております。
●変額個人年金保険（09）終身D3型では、販売窓口（代理店）ごとに異なる特別勘定グループが設定されることがあります。
●契約者は、他の特別勘定グループの特別勘定へは保険料の繰入や積立金の移転をすることはできません。

特別勘定資産の評価方法について

●特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。
●特別勘定資産の評価方法は、次の通りとします。ただし、この評価方法については、今後変更することがあります。

①有価証券、その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取り扱いが適当とされる資産については、時価評価するものとします。
②①以外の資産については、原価法によるものとします。
③デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務は時価評価するものとし、その評価差額は損益に計上するものとします。
④外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によるものとします。

諸費用について

●「生涯年金NEO プラス」では、「契約初期費」「保険関係費」「運用関係費」の合計額をご負担いただきます。
●一般勘定で運用する年金をご選択の場合、他に「年金管理費」をご負担いただきます。

ご契約時

項目		費用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結等に必要な費用	一時払保険料に対して5.0%	特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

積立期間（運用期間）中および特別勘定終身年金支払期間中

項目		費用	ご負担いただく時期
保険関係費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持等に必要な費用	特別勘定の積立金額に対して年率2.95%	積立金額に対して左記割合（率）を乗じた金額の1／365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬等、特別勘定の運用に必要な費用	投資信託の純資産総額に対して年率0.2205%程度（税抜:0.21%程度）＊	特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して左記割合（率）を乗じた金額の1／365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

＊運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがいまして、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

一般勘定で運用する年金の支払期間中

一般勘定で運用する年金とは、確定年金・保証期間付終身年金・保証期間付夫婦連生終身年金・一時金付終身年金を意味します（年金支払特約等によりお受け取りいただく年金を含みます）。

項目		費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理等に必要な費用	年金額に対して1.0%＊	年金支払日に責任準備金から控除します。

＊年金管理費は、将来変更される可能性があります。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。 新規のご契約のためにはご利用いただけません。

注意喚起情報

●この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
●この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に、特別勘定資産の運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。
●P19（注意喚起情報）「次のいずれかの場合、死亡給付金等のお支払いはいたしません。」等、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また既契約の解約等を前提とした新たな保険契約のお申し込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。

諸費用について

●「生涯年金NEO プラス」では、「契約初期費」「保険関係費」「運用関係費」の合計額をご負担いただきます。
●一般勘定で運用する年金をご選択の場合、他に「年金管理費」をご負担いただきます。

ご契約時

項目		費用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結等に必要な費用	一時払保険料に対して5.0%	特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

積立期間（運用期間）中および特別勘定終身年金支払期間中

項目		費用	ご負担いただく時期
保険関係費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持等に必要な費用	特別勘定の積立金額に対して年率2.95%	積立金額に対して左記割合（率）を乗じた金額の1／365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬等、特別勘定の運用に必要な費用	投資信託の純資産総額に対して年率0.2205%程度（税抜:0.21%程度）＊	特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して左記割合（率）を乗じた金額の1／365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

＊運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがいまして、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

一般勘定で運用する年金の支払期間中

一般勘定で運用する年金とは、確定年金・保証期間付終身年金・保証期間付夫婦連生終身年金・一時金付終身年金を意味します（年金支払特約等によりお受け取りいただく年金を含みます）。

項目		費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理等に必要な費用	年金額に対して1.0%＊	年金支払日に責任準備金から控除します。

＊年金管理費は、将来変更される可能性があります。

投資リスクについて

●「生涯年金NEO プラス」（変額個人年金保険（09）終身D3型）は、積立金額および年金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額個人年金保険です。
●特別勘定資産の運用は、主として国内外の国債および国内外の主要取引所に上場する債券先物、株価指数先物へ分散投資するため、株式および公社債等の価格変動と為替変動等にともなう、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスク等があります。
●運用実績によってはご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じる場合があります。
●特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクは契約者に帰属し、契約者が損失を被ることがあります。
●特別勘定における資産運用の結果が契約者の期待通りでなかった場合でも、アクサ生命または第三者が契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。 新規のご契約のためにはご利用いただけません。

「生涯年金NEO プラス」は生命保険商品です。

●「生涯年金NEO プラス」は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金ではありません。そのため、預金とは異なり元本保証はありません。

●「生涯年金NEO プラス」は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

クーリング・オフ制度（ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除）の対象となります。

ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）ができます。

●生命保険は長期にわたるご契約です。ご契約に際しては十分にご検討いただきますようお願いします。

●申込者または契約者（以下「申込者等」といいます）は、ご契約の申込日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申し込みの撤回等」といいます）をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額を全額お返しします。お申し込みの撤回等があった場合、アクサ生命より損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求することはありません。

●お申し込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。必ず郵便により前記の期間内（8日以内の消印有効）にアクサ生命の本社あてに発信してください。この場合、書面には、申込者等の氏名、住所、申込書の事務番号、振込口座（金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人）、お申し込みの撤回等の申出日等を記載し、申込書に押印したものと同一印を押印のうえ、お申し込みの撤回等をする旨を明記してください。

≪書面の送付先≫
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
アクサ生命保険株式会社 フィナンシャルカスタマーサポート部 新契約業務グループ 行

●お申し込みの撤回等の書面の発信時に保険金、給付金等のお支払事由が生じている場合には、お申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申し込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金、給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

●ご契約の内容変更（特約中途付加等）の場合には、内容変更のお申し込みの撤回等はできません。

ご職業については、ありのままを告知してください。（告知義務）

●告知義務について
- 被保険者や契約者にはご職業について告知をしていただく義務があります。ご契約にあたっては、アクサ生命が所定の書面（告知書）にて告知を求めた事項（告知事項）について、事実をありのまま正確にもれなくご記入ください。
- 告知書は重要な書類です。ご記入後は今一度内容を十分お確かめのうえ、ご自身でご署名・ご押印をお願いします。

●告知受領権について
- 告知受領権は生命保険会社（アクサ生命所定の書面「告知書」）が有しています。保険販売資格をもつ募集人（代理店を含みます）は告知受領権がなく、保険販売資格をもつ募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

●告知内容等について確認させていただく場合
- アクサ生命の担当社員またはアクサ生命で委託した確認担当者が、給付金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

●告知の内容によっては、ご契約をお断りする場合があります。
- アクサ生命では、契約者間の公平性を保つため、給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っており、お引き受けできないことがあります。

●告知が事実と相違する場合
- 告知していただく内容は、アクサ生命所定の書面（告知書）に記載してあります。もし、これらについて、契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、アクサ生命が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から2年以内であれば、アクサ生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。責任開始の日から2年を経過していても、給付金のお支払事由が責任開始の日から2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合には、たとえ給付金のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約払戻金があれば契約者にお支払いします。
（ただし、「給付金のお支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることがあります。）

責任開始期・契約日等について

●責任開始期について
ご契約を承諾した場合には、アクサ生命は、一時払保険料に相当する金額を受け取ったとき（告知の前に受け取ったときは告知のとき）からご契約上の責任を負います。なお、一時払保険料相当額のお払込方法が金融機関口座への送金に限定されておりますので、原則としてアクサ生命より領収証の発行は行いません。

●契約日について
アクサ生命がご契約上の責任を開始する日が契約日となります。保険期間の計算は、この日を基準として行います。

●特別勘定繰入日について
アクサ生命がご契約のお申し込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目（その日が休業日にあたる場合は、翌営業日）のいずれか遅い日に一時払保険料から契約初期費（5.0%）を控除した金額が特別勘定へ繰り入れられます。

●保険販売資格をもつ募集人について
募集代理店（三菱東京UFJ銀行）または募集代理店（三菱東京UFJ銀行）の取扱担当者（保険販売資格をもつ募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者（保険媒介者）で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。 新規のご契約のためにはご利用いただけません。

次のいずれかの場合、死亡給付金等のお支払いはいたしません。

●死亡給付金等について
- 死亡給付金等の免責事由に該当した場合（例:責任開始の日から2年以内における被保険者の自殺、死亡給付金受取人等の故意または重大な過失による支払事由該当等）
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- 死亡給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者、年金受取人（後継年金受取人を含みます）または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険契約について詐欺により取り消しとなった場合や、死亡給付金等の不法取得目的があってご契約が無効になった場合
- 責任開始期前に発病した所定の感染症や不慮の事故を原因とする場合（災害死亡給付金はお支払いいたしません）
- 責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、180日経過後に死亡された場合（災害死亡給付金はお支払いいたしません）

●死亡一時金について
- 死亡一時金の免責事由に該当した場合（例:責任開始の日から2年以内における被保険者の自殺、年金受取人の故意による支払事由該当等）
- 保険契約について詐欺により取り消しとなった場合や、年金または死亡一時金の不法取得目的があってご契約が無効になった場合
- 契約者、被保険者、年金受取人（後継年金受取人を含みます）または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約が解除された場合

解約または年金の一括支払をされる場合には、以下の事項にご留意ください。

●積立期間（運用期間）中に、ご契約を解約して解約払戻金をお受け取りいただくことができます（解約控除はかかりません）。
また、年金支払期間中に、将来の年金のお受け取りに代えて一括でお受け取りいただくことができます（年金の一括支払）。ただし、積立期間（運用期間）が5年以内となる場合は、年金支払開始日における年金の一括支払はお取り扱いできません。

●解約払戻金額は特別勘定資産の運用実績によって変動しますので、一時払保険料を下回る場合があります（解約払戻金額に最低保証はありません）。

●受取総額保証金額は、年金額等を計算する際に用いられる金額であるため、年金のお受け取りに代えて一括でお受け取りいただく金額ではありません。そのため、払戻金額は受取総額保証金額を下回る場合があります。

●解約または年金の一括支払の詳細についてはP12「解約（一部解約を含みます）と解約払戻金について」「積立金額の一括支払（年金の一括支払）について」をご覧ください。

アクサ生命は生命保険契約者保護機構に加入しております。

●引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。
保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
生命保険契約者保護機構 TEL.03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
（ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/）

「生涯年金NEO プラス」に係る指定紛争解決機関は（社）生命保険協会です。

●（社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス http://www.seiho.or.jp/）

●なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがあります。

●現在ご契約の保険契約の解約、減額を前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討される場合には、多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかしかないことがあります。

●新たにお申し込みの保険契約は、被保険者の告知内容等によっては、ご契約をお断りする場合があります。また、責任開始の日から2年以内の被保険者の自殺の場合、告知義務違反によってご契約が解除された場合等、給付金等をお支払いできない場合があります。

●詐欺による契約の取り消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用となります。

●現在ご契約の変額年金保険を解約された場合、解約払戻金額は、特別勘定資産の運用実績によって毎日変動しますので、運用実績によっては、解約払戻金額がお払込保険料の合計額を下回る場合があります。

●変額年金保険を解約された場合、解約払戻金をお支払いし、保険契約は消滅しますので、以後の死亡給付金や年金のお支払いはありません。この場合、死亡給付金の最低保証は消滅します。また、年金原資の最低保証機能のついたご契約の場合、年金原資の最低保証は消滅します。

●契約初期費、保険関係費や運用関係費等の契約者にご負担いただく諸費用は、保険会社や保険商品により違いがあります。

借り入れを前提としたお申し込みはお取り扱いできません。

●「生涯年金NEO プラス」は、解約や年金の一括支払をされる場合等には、解約払戻金額等が一時払保険料を下回ることがあるため、一時払保険料の最低保証はありません。

●金融機関等からの借入金を一時払保険料に充当した場合には、借入金の返済が困難になるおそれがあります。したがいまして、借入金を一時払保険料に充当することを前提としたお申し込みはお取り扱いいたしません。

特別勘定について

●「生涯年金NEO プラス」の特別勘定の詳細については、P13「特別勘定に属する資産の種類、運用方針について」をご覧ください。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

主な税務のお取り扱いについて

記載の税務のお取り扱いは、平成24年2月現在の税制に基づいた一般的なお取り扱いをご案内しているものであり、実際のお取り扱いとは異なる場合があります。また、このお取り扱いは、将来変更される可能性があります。個別のお取り扱いについて、くわしくは、所轄の税務署等にご確認ください。
税務のお取り扱いに関する事項については「ご契約のしおり」にも記載しておりますのでご覧ください。

ご契約時

●お払い込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。
- 個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。
- 一時払であるため、契約初年度のみの適用となります。

積立期間(運用期間)中

●解約時、解約払戻金額が一時払保険料(必要経費)を上回り差益が発生した場合、所得税(一時所得)および住民税の課税対象となります。

●被保険者死亡時
- 死亡給付金(災害死亡給付金を含む)を一括でお受け取りいただく場合

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*1
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)、住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

- 死亡給付金(災害死亡給付金を含む)を遺族年金としてお受け取りいただく場合
ただし被保険者がご存命中に「年金支払特約」を付加した場合に限ります。

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	年金受取開始時の課税の種類	年金受取時の課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*1*2	所得税(雑所得)*3、住民税*3
本人	配偶者または子	本人	なし	
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税*2	

*1 相続税法第12条「生命保険金の相続税非課税枠」が適用されます。
*2 年金受給権の評価額について相続税法第24条「定期金に関する権利の評価」が適用されます。
*3 年金受取開始時に、年金受給権が相続税または贈与税の課税対象となった場合、各年の年金が所得税・住民税の課税部分と非課税部分に振り分けられ、課税部分の所得金額(課税部分の年金収入額−課税部分の支払保険料)にのみ所得税・住民税が課税されます(初年は全額非課税で、2年目以降、非課税部分が徐々に減少していきます)。

年金支払期間中

●特別勘定終身年金受取時は、所得税(雑所得)および住民税の課税対象となります。

●被保険者死亡時
- 死亡一時金を一括でお受け取りいただく場合

契約者	被保険者	年金受取人	課税の種類
本人	本人	本人	相続税*1
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)、住民税

- 死亡一時金を遺族年金としてお受け取りいただく場合
ただし被保険者がご存命中に「年金支払特約」を付加した場合に限ります。

契約者	被保険者	年金受取人	年金受取開始時の課税の種類	課税の種類
本人	本人	本人	相続税*1	所得税(雑所得)*2、住民税*2
本人	配偶者または子	本人	なし	

*1 相続税法第12条「生命保険金の相続税非課税枠」は適用されません。
*2 年金受取開始時に、相続税の課税対象となった場合、各年の年金が所得税・住民税の課税部分と非課税部分に振り分けられ、課税部分の所得金額(課税部分の年金収入額−課税部分の支払保険料)にのみ所得税・住民税が課税されます(初年は全額非課税で、2年目以降、非課税部分が徐々に減少していきます)。

生命保険のお手続き・ご契約に関する相談・苦情窓口

●生命保険のお手続きやご契約に関する相談につきましては、アクサ生命カスタマーサービスセンターへご連絡ください。
TEL 0120-933-399 受付時間9:00～17:00(土・日・祝日および12／31～1／3を除く)

●ご契約に関する苦情につきましては、アクサ生命お客様相談グループへご連絡ください。
TEL 0120-030-775 受付時間9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

年金または給付金等のお支払いに関するお手続きについて

●お客さまからのご請求に応じて、年金または給付金等のお支払いを行う必要がありますので、年金または給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにアクサ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

●お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、年金または給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

●年金または給付金等のお支払事由が生じた場合、契約内容によっては、複数の年金または給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

●被保険者が年金受取人となる年金について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます(詳細については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください)。
指定代理請求人に対し、お支払事由、および代理請求できる旨をお伝えください。

ご住所を変更された場合

●アクサ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずアクサ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

《その他重要なお知らせ》

●保険証券のご確認について
ご契約をお引き受けいたしますと、保険証券等をお送りしますので、お申し込みいただいた内容と相違ないかよくお確かめください。また、保険証券はあらゆる手続きに欠かせないものですので、大切に保管してください。

●保険販売資格をもつ募集人の販売資格の確認について
「生涯年金NEO プラス」は、「変額保険販売資格」をもつ生命保険募集人(三菱東京UFJ銀行の担当者〈保険販売資格をもつ募集人〉)のみが募集することができます。
募集代理店(三菱東京UFJ銀行)または募集代理店(三菱東京UFJ銀行)の取扱担当者(保険販売資格をもつ募集人)の販売資格等に関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
TEL 03-5789-1310 受付時間9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

●時効による請求権の消滅
年金または給付金等をご請求する権利は、3年間ご請求がない場合に消滅します。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。 新規のご契約のためにはご利用いただけません。